

1 条例素案の構成及び主な構成要素

前文

(1) 条例制定の目的

- ・ 町民が協力しあうため
- ・ 町民が自主的に動く町
- ・ 行政と住民の協働
- ・ 自発的な活動が生まれる
- ・ 思いのある人が協力できる町
- ・ 家庭・地域・自治体のよりよい関係をつくるため
- ・ なくさずに受け継いでいきたいことを受け継ぐため

(2) 条例によってめざすまちの姿

- ・ 子育ての環境がよい（子育てに協力する町）
- ・ 夢が持てる町
- ・ 安心して暮らせる町
- ・ 成長する町
- ・ 活気ある町
- ・ もっときれいな町
- ・ 町民同士がふれあえる環境
- ・ 世代間、地域間の交流が盛んな町
- ・ 希望をもって働ける町
- ・ 学べる町、学ぶ町
- ・ 文化・歴史・資源を次世代に継承する
- ・ 買い物に困らない町
- ・ 病気になりにくい、なっても困らない町
- ・ 交通が便利な町
- ・ 誇りを持てる町

(3) 条例の位置づけ（最高規範性）

第1章 町が守る町民の権利

- (1) 生涯にわたる健康、安全生活権
- (2) 政策形成への参加権
- (3) 個人情報、プライバシー保護
- (4) 知る権利・学ぶ権利
- (5) 環境権
- (6) こどもの成長権
- (7) 医療・介護サービスの受給権
- (8) 自由移動、交通権

第2章 町政運営の基本的なあり方

- (1) 国、県からの自立、町の個性維持
- (2) 町民との情報共有、町民意見による運営
- (3) 町民の政策形成参加の拡大
- (4) 町民の自主的公益活動、ボランティア活動の促進
- (5) 成果評価に基づく政策形成（計画立案、予算編成）
- (6) 効率的で健全な財政確保
- (7) 住民苦情、相談の尊重、行政運営への活用
- (8) 行財政情報の公開、透明性の確保
- (9) 町民の知る権利の尊重、説明責任の重視
- (10) 町民の個人情報保護
- (11) 近隣市町村・地域間での協働（医療、防災等住民の生活に直結する分野での協力体制）

第3章 町長、町職員の役割と責任

- (1) 憲法や法律への姿勢（法の遵守）
- (2) 全体の奉仕者性、公正性
- (3) 職務への創意工夫、努力義務
- (4) 公職資質、知識、技能習得義務
- (5) 町民への説明責任、信頼獲得義務
- (6) 町民意見の尊重、町民目線の手法
- (7) 町民との一体性、協働のまちづくり
- (8) 適正給与、誠実職務

第4章 議会の役割と責任

- (1) 行政監視、チェック機能の強化
- (2) 政策提言努力
- (3) 議論、議会運営情報の積極的提供
- (4) 経費抑制、効率的な議会運営
- (5) 情報公開、開かれた議会運営（住民が参加、傍聴しやすい議会）
- (6) 町民の意思尊重、反映努力
- (7) 特定地域、支持者でなく、全町民代表行動の義務

第5章 町民の役割と責任

- (1) 自分の子どもと近隣の子どもの育成
- (2) 障害者、お年寄り、乳幼児づれの権利尊重
- (3) 相互連携、コミュニティ参加努力
- (4) 行政との協働
- (5) 公益活動、ボランティア活動への自主的参加と分担
- (6) 自治（行政、議会）の理解、意見提出、監視努力
- (7) 環境汚染行動の禁止、緑や環境の保全行動努力

第6章 参加を保障するしくみ

- (1) 情報提供・情報共有を効果的に行うしくみ
- (2) 予算単価、費用効果を検証するしくみづくり
- (3) 理解しやすい予算説明書の作成
- (4) 審議会・委員会等の委員公募
- (5) 選挙の公開討論
- (6) マニフェスト選挙（町長・議員）
- (7) 第三者行政監視（オンブズパーソン制度等）